

福祉事業の利用に係る資格確認について

共済組合の各種イベント・宿泊施設の利用等には下記のいずれかの方法による資格確認が必要です

(1) 組合員証 (※)、組合員被扶養者証 (※)、後期高齢者等組合員証明書を提示する。

(※令和7年12月1日まで。組合員証等に記載された有効期限が、令和7年12月1日より前に到来する場合があります。)

(2) マイナポータルの健康保険証画面

(3) 資格情報のお知らせおよび本人確認書類（マイナンバーカード等）

(4) 資格情報通知書および本人確認書類（マイナンバーカード等）

(5) 資格確認書

※マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者